■ 予算・決算

項目	内容
予算	一定期間（会計年度）における収入及び支出の見積りで、地方公共団体が効率的に財政を運用していくために策定する収入・支出の運用計画です。地方公共団体の長が調製し、議会へ提出された後、議会の議決を経て成立します。
決算	一会計年度における収入と支出の執行実績のことです。会計年度終了後、会計管理者が調製し、地方公共団体の長に提出します。その後、監査委員の審査に付し、議会の認定を経ることで確定します。

■ 予算の原則

項目	内容
総計予算主義の原則	一会計年度における一切の収入支出は、すべてこれをその年度の歳入歳出予算に編入しなければなりません。
予算統一の原則	歳入と歳出の分類を統一的、系統的に調製し、一定の秩序を持たせなければなりません。
予算単一主義の原則	基本的な経理は、すべて一般会計という１つの会計で行います。例外として特別会計があります。
予算の事前議決の原則	予算は長が調製し、年度開始前に議会の議決を経て、成立します。予算（当初予算）は、年度開始と同時に効力が生ずるものとなっています。
会計年度独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければなりません。
予算公開の原則	予算の議決があったときは、直ちにその要領を住民に公表しなければなりません。

■ 会計区分

項目	内容
一般会計	地方公共団体の行政経営の基本的な経費となる保健、福祉、教育、都市基盤の整備などを計上している会計です。一般会計は、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理しなければならないとされています。
特別会計	特定の事業を特定の収入をもって特定の支出に充て、その収支を明確にするために一般会計から独立させた会計で、法律又は条令により定められたものです。本市では、国民健康保険、介護保険、小型自動車、土地区画整理などがあります。
企業会計	民間企業と同じように、事業運営に伴う収入を財源として経営している独立採算を原則とした会計で、本市では水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計があります。

■ 予算区分

項目	内容
当初予算	当初予算とは、年度開始前に一会計年度の年間予算として当初に成立した予算をいいます。基本的にはこの予算をもとに各事業が実施されます。地方公共団体の長が調製し、議会へ提出されたのち、議会の議決を経て成立します。
補正予算	予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算をいいます。当初予算と同様に、議会の議決を経て成立します。
暫定予算	年度開始までに予算が成立しない場合に、期限を限って最小限の経費で編成する予算です。

■ 予算の内容

項目	内容
歳入	歳入とは、会計年度におけるすべての収入です。
歳出	歳出とは、会計年度におけるすべての支出です。
継続費	大規模な工事など、あらかじめ複数年度にわたることが分かっており、必要な総額と各年度の支出額を定めるもので、会計年度独立の原則の例外です。
繰越明許	何らかの事由により、当該年度に支出が終わらない見込みのもの、又は予算成立後の事由等により年度内にその支出が終わらない見込みがあるとき、翌年度に予算を繰り越して使うことができるもので、これも会計年度独立の原則の例外です。
逓次繰越	継続費の各年度で設定した年割額のうち、何らかの理由により執行できなかった部分について、継続費の最終年度まで順次繰り越して使用できる制度です。
事故繰越	予算成立後に発生した避けがたい事故のために、年度内に事業が完了しなくなった場合に予算を翌年度に繰り越して使用できる制度です。
債務負担行為	工期や賃借料等が複数年度にわたる事業について、翌年度以降にも支出を行う必要がある事業について契約締結（債務負担）をするなど複数年度にわたる場合など、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの将来の財政負担を約束する行為です。

■ 歳入予算

項目	内容
一般財源	使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、 市税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。
特定財源	その使途が特定されている財源で、国県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料などがあります。
市税	市内に住所又は居所を置く個人・法人又は市内に資産を有する市外の者等に賦課される税で、本市では、市民税(個人分、法人分)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税があります。
地方譲与税	国が国税として徴収し、法令に定める基準に基づき地方公共団体に対して譲与する税です。本市では地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税を主に受け入れています。
利子割交付金	預貯金の利子等に課される税金「利子割」が都道府県に納入され、その一部が市町村へ交付されるものです。
配当割交付金	上場企業の配当を受け取る場合に課される税金「配当割」が都道府県に納入され、その一部が市町村へ交付されるものです。
株式譲渡所得割交付金	株式を譲渡した際に証券会社等から受け取る所得に課される税金「株式譲渡所得割」が都道府県に納入され、その一部が市町村へ交付されるものです。
法人事業税交付金	都道府県に納入された法人事業税の一部が市町村へ交付されるものです。
地方消費税交付金	都道府県に納入された地方消費税収入額の一部が、市町村へ交付されるものです。
ゴルフ場利用税交付金	都道府県に納入されたゴルフ場利用税の一部が、市町村へ交付されるものです。
自動車取得税交付金	自動車の購入時に取得価格に対し課税される「自動車取得税」が都道府県に納入され、その一部が、市町村へ交付されるものです。
環境性能割交付金	自動車の燃費性能等に応じて、自動車を取得したときに課税される「自動車税環境性能割」が都道府県に納入され、その一部が、市町村へ交付されるものです。
地方特例交付金	住宅借入金等特別控除などの国の施策により、地方税が減収になった分などを補うため、交付されるものです。
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体に一定の行政サービスを実施するための財源を保障するという見地から、国税を一定の基準によって地方公共団体に再配分するものです。 普通交付税と災害対応等の特別な事業に対して交付される特別交付税があります。
交通安全対策特別交付金	道路交通法に定める交通反則金の一部を、地方公共団体に必要な道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため、国から交付されるものです。
分担金及び負担金	分担金は、地方公共団体が特定の事業により利益を受ける者から、その受益の限度において徴収されるものです。負担金は、地方公共団体が他の地方公共団体との相互間における経費負担をするものです。
使用料及び手数料	特定の者に対する役務の対価などをいいます。 例えば、住民票の写しの交付や自転車置場登録の手数料などがあります。
国庫支出金	国が特定の事務事業に要する経費の財源として地方公共団体に交付するものです。法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業、国の政策を遂行する上で財政措置を必要と認めて国から支出されるものなどです。負担金、補助金、委託金があります。

県支出金	県が特定の事務事業に要する経費の財源として市町村に交付するもの。法令に基づいたものや県の単独事業によるものなどがあります。
財産収入	地方公共団体が有する財産の貸付や土地の売払いによる収入のことです。
寄附金	使途を制限されない一般寄附金と、使途を指定された指定寄附金があります。
繰入金	一般会計、他の特別会計及び基金の各会計間で資金を他の会計に移すことをいいます。
繰越金	翌年度の財源として繰り越したものであり、決算により生じた剰余金としての繰越金と、翌年度に繰り越した事業の財源としての繰越金があります。
諸収入	他の収入科目に組み入れることのできない収入で、延滞金、預金利子、宝くじ収益の分配金などがあります。
地方債（市債）	世代間の負担の公平の観点などから、地方公共団体が建設事業等の財源とするための長期借入金で、元利償還金という形で財政負担を後年度に平準化しています。
一時借入金	一会計年度において、現金が不足した場合に、金融機関などから一時的に借入れる資金で、当該年度内に償還するものです。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、手数料、財産収入等がこれにあたります。この割合が高いほど自主的な行政運営ができることになります。
依存財源	国や県から交付等される財源で、国庫支出金、県支出金、地方交付税、地方債（市債）などがこれにあたります。

■ 歳出予算（目的別）

項目	内容
議会費	議会の運営に要する経費で、議員報酬や政務活動費などが含まれます。
総務費	全般的な管理事務費で、防災、広報、企画、財政、財産管理、年金、徴税、戸籍、統計、選挙など多岐にわたる経費です。
民生費	児童や高齢者・障害者の福祉、医療や保険年金など社会保障に要する経費です。
衛生費	健康増進や衛生管理のため、予防接種や健康診断、ごみ収集、公害対策などに要する経費です。
労働費	労働者のための講座や制度融資など労働に対する施策に要する経費です。
農業費	農業の振興に要する経費です。
商工費	商工業の振興、観光などに要する経費です。
土木費	道路、公園、河川などの整備や維持管理、都市計画、市営住宅管理など都市基盤の整備に要する経費です。
消防費	消防体制の維持や風水害対策等の災害対策などに要する経費です。
教育費	教育委員会の運営、学校の管理、社会教育施設の運営管理などに要する経費です。
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還及び一時借入金の利子の支払いに要する経費です。
諸支出金	他の支出科目に含まれない経費です。
予備費	災害、事故などの突発的で、急を要する経費のために、使途を限定しないで計上される経費です。一般会計においては必ず計上するものとされています。

■ 歳出予算（性質別）

項目	内容
人件費	一定の勤務に対する対価・報酬として地方公共団体が支払う一切の経費です。〔報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金〕
物件費	消費的経費のうち人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外のものです。〔旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費〕
維持補修費	地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費です。〔物件費に計上されたものを除く修繕料、補修工事費〕
扶助費	生活保護法、児童福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額です。〔扶助費〕
補助費等	負担金、補助金等の外部に対する補助金です。〔報償費、役務費(火災保険料、自動車損害保険料等)、負担金・補助及び交付金、補償・補てん及び賠償金、寄附金、公課費〕
普通建設事業	道路、橋りょう、学校等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。〔工事請負費、公有財産購入費、備品購入費（１件１００万円以上の物品）、投資的な「目」にあっては「目」ごと〕 その他、負担金・補助及び交付金のうち建設工事及び設備投資等の資産形成に伴うものや、委託料のうち建設工事に伴うものの一部があります。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額です。〔償還金・利子及び割引料〕
積立金	特定の支出目的のために積み立てる金銭です。
投資及び出資金	地方公共団体が財産を有利に運用するための手段としての投資、また、地方公営企業や公益財団法人等への出捐金及び出資金の支出です。
貸付金	直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るため貸し付けたお金です。
繰出金	特別会計の歳入の不足を補うための繰出しです。

■ 収支

項目	内容
形式収支	決算において歳入総額から歳出総額を差引いた額（歳入歳出差引額）です。 形式収支＝歳入総額－歳出総額
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。 実質収支＝形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度へ繰り越しすべき財源
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合です。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示しています。 実質収支比率＝実質収支÷標準財政規模
単年度収支	実質収支は前年度以前から当該年度までの収支の累積であることから、その影響を控除して単年度の収支を示した額です。 単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支
実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額です。 実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還金－財政調整基金取崩額

■ 財政規模

項目	内容
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税 ＋臨時財政対策債発行可能額
基準財政収入額	地方公共団体の財政力を合理的に測定するためのもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものです。普通交付税の算定に用いられます。 標準的な地方税収入×75/100＋地方道路譲与税等
基準財政需要額	地方公共団体が合理的な水準で行政事務を遂行するために必要な経費で、普通交付税の算定基礎となるものです。地方交付税法に定める算出方法により求められます。 基準財政需要額＝単位費用×測定単位×補正係数
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政需要に自主財源でどの程度対応できるのかを示したものです。 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額

■ 主な財政指標

項目	内容
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、物件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。 経常収支比率（%）＝経常充当一般財源／（経常一般財源＋減税補てん費＋臨時財政対策債）×100
義務的経費比率	地方公共団体の歳出のうち法令の規定や性質上の支出が義務付けられており、任意に削減できない経費で、割合が高いほど財政の弾力性を失わせるものとなります。財政の健全性を維持するためには低いほうが望ましいです。 義務的経費比率（%）＝（人件費＋扶助費＋公債費）/歳出総額×100
健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標により地方公共団体の財政状況を示すものです。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度の決算数値から各比率を明らかにすることとされています。
実質赤字比率	標準財政規模に対する、市の一般会計等を対象とした実質赤字額の比率です。地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示しています。
連結実質赤字比率	標準財政規模に対する、公営企業会計を含む市の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の比率です。すべての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示しています。
実質公債費比率	標準財政規模を基本とした額に対する、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示しています。
将来負担比率	標準財政規模を基本とした額に対する、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含めた、地方公共団体の会計が将来負担すべき実質的な負債の比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。
資金不足比率	公営事業を行う会計ごとに算定され、事業規模に対する資金不足額の比率です。公営企業としての経営状況を把握するための指標です。